

高山市新火葬場建設設計公募型プロポーザル実施要領

本実施要領は、高山市新火葬場建設に係る設計及び工事監理業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、委託事業者の選定を行うために必要な事項を定める。

留意事項

本プロポーザルは、令和8年度当初予算の議決前の準備手続きとして実施するものであり、高山市議会で予算の減額又は否決があった場合は、契約が締結できないことがある。

これに伴い、本プロポーザルの契約候補者に損害が生じた場合、市はその損害について一切負担しないものとする。

1 業務概要

(1) 件名

高山市新火葬場建設に係る設計及び工事監理業務委託

(2) 業務内容

別紙「高山市新火葬場建設に係る設計及び工事監理業務委託仕様書」（以下「業務委託仕様書」という。）のとおり

なお、当該業務委託仕様書は、本プロポーザルの実施に際して市が想定している内容を示したものであり、契約書に添付する仕様書は、契約候補者と市が協議して定める。

(3) 業務期間

契約締結日（令和8年4月上旬）から令和12年6月まで（予定）

ただし、設計業務は令和9年8月31日まで

(4) 契約上限額

90,700,000円（消費税及び地方消費税を含む）

うち、基本設計業務に係る委託料の上限額は40,200,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす単独の事業者とする。

- (1) 参加資格の確認基準日において、高山市競争入札参加者資格審査要綱（平成6年7月4日決裁）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿の「建築設計」において市内に本店で登録されている者
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者
- (3) 参加資格の確認基準日までの過去20年間に於いて、延床面積2,000㎡以上かつ2階建て以上の公共建築物の新築又は増築又は改築に係る設計及び工事監理業務の完了実績を有していること。なお、改修に係る設計及び工事監理業務、基本設計又は実施設計のみ、意匠設計又は構造設計又は設備設計のみの実績は対象としない。

- (4) 当該業務の管理及び統括を行う「管理技術者」及び管理技術者の下で各分野（意匠設計、構造設計、電気設備設計、機械設備設計、建築積算、土木設計、土木積算）の技術者を統括する役割を担う「主任技術者」について、一級建築士の資格を有する自社の技術者をそれぞれ配置できること。なお、管理技術者及び主任技術者の兼務は不可とする。
- (5) 照査技術者及び各分野（意匠設計、構造設計、電気設備設計、機械設備設計、建築積算、土木設計、土木積算）の技術者を配置できること。照査技術者は、管理技術者又は主任技術者との兼務は不可とする。各分野の技術者は、管理技術者又は照査技術者との兼務は不可とする。なお、主任技術者が各分野の技術者を兼務すること、照査技術者及び各分野の技術者に協力会社の技術者を配置することは可とする。
- (6) 告示の日から契約締結の日までの間に、高山市建設工事請負契約に係る指名停止措置要領（平成6年3月29日決裁）の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 参加資格の確認基準日の正午時点において、高山市税・高山市公共料金について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けていること。
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをした者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- なお、上記（8）から（10）については、参加資格審査申請書の提出をもって誓約・同意したものとし、誓約事項に虚偽の内容があった場合等は関係法令等に従い、解除その他処置を行うものとする。
- (11) 高山市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年4月1日決裁）に規定する排除措置対象個人又は法人等に該当しないこと。なお、別添「暴力団排除に関する誓約事項」を確認し、参加資格審査申請書の提出をもって誓約・同意したものとする。

3 実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールにより行う。なお、都合により変更する可能性があり、その場合は市ホームページに掲載する。

内容	期日
募集開始（告示）	令和7年11月17日（月）
現地説明会の開催	令和7年12月 4日（木） 5日（金）
質問の受付期限	令和7年12月12日（金）

質問への回答	令和7年12月19日（金）
参加資格審査申請書の提出期限 （参加資格の確認基準日）	令和8年 1月 9日（金）
参加資格審査結果の通知	令和8年 1月16日（金）
技術提案書等の提出期限	令和8年 2月 6日（金）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年 2月下旬
審査結果の通知及び公表	令和8年 3月上旬
契約締結	令和8年 4月上旬

4 現地説明会

本プロポーザルへの参加予定者の希望により、現地説明会を次のとおり開催する。

（1）日時

- ・令和7年12月4日（木）又は5日（金）
- ・参加予定者の希望日時等を考慮の上、参加予定者ごとに個別に開催する。
- ・開催時間は1時間程度とする。

（2）場所

高山市西洞町131番地 高山市営火葬場

（3）申込方法

- ・現地説明会参加申込書〔様式第1号〕に必要事項を記入し、電子メールにより下記「13 担当部署」のメールアドレス宛てに提出（送信）すること。
- ・電子メール送信後に担当部署に対して、メールが受信されているかを電話にて確認すること。
- ・参加申込書を受付後、市より参加予定者に開催日時等の詳細を連絡する。

（4）申込期限

令和7年11月28日（金）午後5時15分まで

（5）留意事項

- ・現地説明会への参加は任意であり、本プロポーザルの参加要件ではない。
- ・現施設の見学は、現地説明会の指定日時に限る。
- ・本プロポーザルの参加予定者が個別に火葬場周辺で現地調査を行う場合は、火葬場関係者、火葬場利用者、近隣住民等に迷惑が掛からないようにすること。
- ・火葬場関係者への聞き取り調査等は、公平な競争に反する行為として禁止する。
- ・当該現地調査に起因するトラブルが発生した場合、その内容により失格とすることがある。

5 質問の受付及び回答

本実施要領又は業務委託仕様書に関する質問の受付及び回答は、次のとおり行う。

（1）受付方法

- ・質問書〔様式第2号〕に必要事項を記入し、電子メールにより下記「13 担当部署」のメールアドレス宛てに提出（送信）すること。
 - ・電子メール送信後に担当部署に対して、メールが受信されているかを電話にて確認すること。
- (2) 受付期限
- 令和7年12月12日（金）午後5時15分まで
- (3) 回答方法
- ・提出があった全ての質問に対する回答を取りまとめ、市ホームページに掲載する。
 - ・回答にあたっては、質問者の情報は掲載せず、質問内容と回答内容のみ掲載する。
 - ・質問に対する回答をもって本実施要領等を追加補正したものとする。
- (4) 回答予定日
- 令和7年12月19日（金）

6 参加申込及び参加資格審査

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり書類を提出し、参加資格の審査を受けること。

- (1) 提出書類
- ア 参加資格審査申請書〔様式第3号〕
 - イ 設計・工事監理業務実績調書〔様式第4号〕
 - ウ 配置予定技術者調書〔様式第5号〕
- (2) 提出期限
- 令和8年1月9日（金）午後5時15分まで
- (3) 提出場所
- 下記「13 担当部署」のとおり
- (4) 提出方法
- ・持参又は郵送による。
 - ・持参の場合の受付は、土日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。
 - ・郵送の場合は、担当部署に書類が届いているかを電話にて確認すること。
- (5) 参加資格の審査及び結果の通知
- ・参加資格審査申請書類により参加資格審査を行い、結果は令和8年1月16日（金）までに参加者選定結果通知書〔様式第6号〕により通知する。
 - ・非選定の通知を受けた者は、令和8年1月23日（金）までに非選定理由説明請求書〔様式第7号〕により非選定理由について説明を求めることができる。回答は請求を受けた日から3日以内（土日を除く）に行う。

7 技術提案書等の提出

参加資格審査の結果、本プロポーザルの参加者に選定された者（以下「参加者」という。）は、次のとおり技術提案書等を作成し提出すること。なお、参加者は、技術提案書等の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとする。

（１）提出書類

ア 技術提案書等提出書〔様式第８号〕

イ 技術提案書〔任意様式〕

- ・次のテーマ（課題）に対する設計の考え方及び具現化するための提案を文章等で簡潔に記載すること。文章を補完するためのイラスト、スケッチ、写真、イメージ図の使用は可とする。

- ① 故人の旅立ちにふさわしい厳かな空間づくり
- ② 見送る人々にとってやさしく温もりのある空間づくり
- ③ 高山の自然・文化・伝統に根差した高山らしい空間づくり
- ④ 公共施設としてふさわしい施設整備

- ・書式はA３横、横書き、文字のサイズは図表中を除き１０．５ポイント以上、片面印刷、左綴じ、多色刷りは自由とする。
- ・枚数は５ページ以内（表紙を除く）とし、各ページ右下余白にページ番号を付すこと。
- ・表紙には「高山市新火葬場建設設計公募型プロポーザル技術提案書」の標題を記載すること。
- ・会社名又は企業ロゴ等は記載しないこと。

ウ 業務実施体制〔任意様式〕

- ・組織体制を図示するとともに、編成の考え方や特色、技術者及び担当者の経歴等を記載すること。
- ・書式はA４縦、横書き、文字のサイズは図表中を除き１０．５ポイント以上、片面印刷、左綴じ、多色刷りは自由とする。
- ・枚数は４ページ以内とし、各ページ中央下余白にページ番号を付すこと。
- ・会社名又は企業ロゴ等は記載しないこと。

エ 価格提案書〔様式第９号〕

（２）提出部数

技術提案書等提出書は１部（正本）、その他の書類は１０部（正本１部、副本９部）

（３）提出期限

令和８年２月６日（金）午後５時１５分まで

（４）提出場所

下記「１３ 担当部署」のとおり

（５）提出方法

- ・持参又は郵送による。
- ・持参の場合の受付は、土日、祝日を除く日の午前８時３０分から午後５時１５分までの間とする。

- ・郵送の場合は、電話にて書類が届いているかを確認すること。
- ・書類提出後、提出書類一式の電子データ（PDFファイル形式）を別途指定する期日までに電子メールにより提出すること。

8 プレゼンテーション及びヒアリング

提出された技術提案書等の内容について、審査委員が評価を行うためのプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行い、契約候補者を選定する。

(1) 日時及び場所

令和8年2月下旬 高山市役所にて（予定）

詳細については参加者に別途通知する。

(2) 実施方法

- ・参加者がプレゼンテーションを行った後、審査委員がヒアリングを行う。
- ・プレゼンテーションの内容は提出された技術提案書等に基づくものとし、追加資料の提出及び説明は認めない。
- ・時間配分は、プレゼンテーション20分以内、ヒアリング20分以内とする。なお、参加者数によって変更する場合がある。
- ・説明者は本業務に直接携わる者とし、出席できる人数は1参加者につき4名以内とする。
- ・説明者は、パソコン、プロジェクター（HDMI端子、USBタイプC端子に対応）、スクリーンを使用することができる。この場合、パソコンは説明者が用意すること。
- ・プレゼンテーションを行う順番は、技術提案書等の受付順とする。
- ・プレゼンテーションは非公開とし、参加者は他の参加者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

(3) 審査方法

別に定める「高山市新火葬場建設設計公募型プロポーザル審査要領」により実施する。

(4) 審査結果の通知及び公表

- ・参加者にメール及び書面で通知する。
- ・評価項目ごとの評価点数及び契約候補者の名称を市ホームページで公表する。
- ・審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

9 契約の締結

契約候補者として選定した者と市が協議し、業務委託に係る仕様を確立させた上で契約を締結する。この場合において、協議が不調の場合は、審査結果により順位付けられた上位の者から順に前記「8 プレゼンテーション及びヒアリング（4）」の手続きを行い契約締結の交渉を行う。

10 技術提案書等の無効（失格事項）

次のいずれかに該当した参加者又は契約候補者は失格とする。この場合において、契約候補者が失格となった場合は、審査結果により順位付けられた順位を繰り上げる。

- (1) 技術提案書等を期限までに提出しなかった場合
- (2) プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかった場合又は指定の時間に遅れた場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 審査委員又は関係者に技術提案に対する助言を求めた場合
- (6) 前記「1 業務の概要(4)」の契約上限額を超えた場合

1.1 参考資料の貸与

本プロポーザルへの参加予定者の希望により、市がこれまでに行った次の調査等に係る成果品データを貸与する。

希望者は下記「1.3 担当部署」まで連絡すること。

- (1) 新火葬場建築プラン概略検討（現況測量を含む）業務委託報告書（令和6年3月）
- (2) 新火葬場建設に伴う地質調査等業務委託報告書（令和7年2月）
- (3) 新火葬場建設に係る施設整備計画作成業務委託報告書（令和7年7月）

1.2 留意事項

(1) 提出書類の取扱い

- ア 提出された書類は返却しない。
- イ 市が受理した後は、差し替え、追加、削除等は一切認めない。
- ウ 市は、審査及び説明のために、その写しを作成し使用することができる。
- エ 市は、参加者に無断で本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- オ 提出された書類は、高山市情報公開条例（平成11年高山市条例第24号）に基づく情報公開の対象となる。
- カ 提出された技術提案書の著作権は、元来第三者に帰属するものを除きそれぞれの参加者に帰属するものとする。なお、技術提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、当該第三者の承諾を得ておくこと。第三者の著作物の使用の責は、使用した参加者に全て帰すものとする。

(2) 費用の負担

- ア 本プロポーザルの応募に関わる全ての費用は、参加者の負担とする。
- イ 参加者が負担した費用にかかわらず、プレゼンテーション及びヒアリングに出席した参加者には、謝礼として1者につき10万円を支払う。ただし、契約候補者には支払わない。

(3) その他

- ア 配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の者であり、かつ市の了解を得た場合はこの限りではない。
- イ やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めたときは、中止する。その場合において、本プロポーザルの応募に関わる全ての費用は請求できない。

1 3 担当部署

高山市 市民福祉部 火葬場建設推進課（担当：江尻）

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地

電話番号 0577-57-7755

メールアドレス kasou@city.takayama.lg.jp

〔別添〕

暴力団排除に関する誓約事項

私は、高山市暴力団排除条例及び高山市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づき、下記事項について誓約いたします。なお、誓約事項に虚偽の内容があった場合等は、当該要綱及び関係法令等の処置に従います。

また、高山市の求めに応じ、当方の役員名簿等（有価証券報告書又は登記簿謄本の写し等）の書類を提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報等を、管轄する警察署に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。

（１）暴力団

（２）役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営若しくは運営に実質的に関与している個人又は法人等

（３）役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等

（４）役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用している個人又は法人等

（５）役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等

（６）役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等

（７）役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

上記事項について、参加資格審査申請書の提出をもって誓約いたします。